

令和5年  
第1回  
定例会

# 埼玉西部消防組合議会会議録

## 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

---

### 議 事

月 日 曜日 議 事

#### 2月6日(月)

○議事日程	3
○開会前の挨拶	7
○開会及び開議の宣告(午後2時03分)	
○議事日程の報告	8
○議会運営委員会委員長報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○管理者提出議案の上程(議案第1号)	11
○提案理由の説明	11
藤本 管理者	
○質 疑	11
○討 論	11
○採 決	12
○管理者提出議案の上程(議案第2号)	12
○提案理由の説明	12
岸 消防長	
○質 疑	13
○討 論	13
○採 決	13
○管理者提出議案の上程(議案第3号)	14
○提案理由の説明	14

岸 消防長	
○質 疑	1 4
○討 論	1 5
○採 決	1 5
○管理者提出議案の上程（議案第 4 号）	1 5
○提案理由の説明	1 5
岸 消防長	
○質 疑	1 6
○討 論	1 6
○採 決	1 6
○管理者提出議案の上程（議案第 5 号）	1 6
○提案理由の説明	1 7
岸 消防長	
○質 疑	1 8
1 1 番 荻 野 泰 男 議員	1 8
○討 論	2 0
○採 決	2 0
○管理者提出議案の上程（議案第 6 号）	2 1
○提案理由の説明	2 1
岸 消防長	
○質 疑	2 1
1 1 番 荻 野 泰 男 議員	2 2
○討 論	2 2
○採 決	2 3
○管理者提出議案の上程（議案第 7 号）	2 3
○提案理由の説明	2 3
岸 消防長	
○質 疑	2 4
○討 論	2 4
○採 決	2 4
○管理者提出議案の上程（議案第 8 号）	2 4
○提案理由の説明	2 4
岸 消防長	

○質 疑	2 6
○討 論	2 6
○採 決	2 6
○管理者提出議案の上程（議案第9号）	2 6
○提案理由の説明	2 7
岸 消防長	
○質 疑	2 7
1 1 番 荻 野 泰 男 議員	2 7
○討 論	2 8
○採 決	2 8
○管理者提出議案の上程（議案第10号）	2 8
○提案理由の説明	2 8
岸 消防長	
○質 疑	3 1
2 番 島 田 一 隆 議員	3 1
1 1 番 荻 野 泰 男 議員	3 2
1 番 小 林 澄 子 議員	3 3
○討 論	3 4
○採 決	3 4
○休 憩（午後3時12分）	
<hr/>	
○再 開（午後3時35分）	
○議会運営委員会委員長報告	3 6
○議事日程の追加	3 6
○議員提出議案の上程（議員提出議案第1号）	3 6
○提案理由の説明	3 6
9 番 粕 谷 不 二 夫 議員	3 7
○質 疑	3 8
○討 論	3 8
○採 決	3 8
○一般質問	3 8
1 番 小 林 澄 子 議員	3 8
○閉会中の継続審査の申し出について	4 6

○管理者挨拶.....	4 6
○閉 会 (午後4時09分)	

---

# ○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第1号

令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

令和5年1月24日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和5年2月6日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

---

○ 応招・不応招議員

令和5年第1回定例会

応招議員

1番	小林澄子	議員	2番	島田一隆	議員
3番	亀山恭子	議員	4番	加賀谷勉	議員
5番	中村正義	議員	6番	田村秀二	議員
7番	大川戸岩夫	議員	8番	吉本新司	議員
9番	粕谷不二夫	議員	10番	石原昂	議員
11番	荻野泰男	議員	12番	内村忠久	議員
13番	宮岡治郎	議員	14番	永澤美恵子	議員
15番	梶田博之	議員	16番	野田直人	議員

不応招議員

なし

令和5年2月6日（月曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
  - 2 開 議
  - 3 議事日程の報告
  - 4 議会運営委員会委員長報告
  - 5 会議録署名議員の指名
  - 6 会期の決定
  - 7 諸般の報告
  - 8 管理者提出議案の上程（議案第1号）
  - 9 管理者提出議案の上程（議案第2号）
  - 10 管理者提出議案の上程（議案第3号）
  - 11 管理者提出議案の上程（議案第4号）
  - 12 管理者提出議案の上程（議案第5号）
  - 13 管理者提出議案の上程（議案第6号）
  - 14 管理者提出議案の上程（議案第7号）
  - 15 管理者提出議案の上程（議案第8号）
  - 16 管理者提出議案の上程（議案第9号）
  - 17 管理者提出議案の上程（議案第10号）
  - 18 議事日程の追加
  - 19 議員提出議案の上程（議員提出議案第1号）
  - 20 一般質問
  - 21 閉会中の継続審査の申し出について
  - 22 管理者挨拶
  - 23 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	小林澄子議員	2番	島田一隆議員
3番	亀山恭子議員	4番	加賀谷勉議員
5番	中村正義議員	6番	田村秀二議員
7番	大川戸岩夫議員	8番	吉本新司議員
9番	粕谷不二夫議員	10番	石原昂議員
11番	荻野泰男議員	12番	内村忠久議員
13番	宮岡治郎議員	14番	永澤美恵子議員
15番	相田博之議員	16番	野田直人議員

欠席議員 なし



地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	谷ヶ崎照雄	副管理者
新井重治	副管理者	小谷野剛	副管理者
杉島理一郎	副管理者	岸文隆	消防長
石井英夫	消防局 企画総務部長	菅原充一	消防局 警防部長兼 通信指令 センター長
増岡正也	消防局消防署 統括監兼所沢 中央消防署長	黒田勉	消防局 警防部次長兼 警防課長
上松年通	消防局 警防部参事兼 予防課長	市川浩	所沢東 消防署長
北田一	狭山消防署長	粕谷実	入間消防署長
藤本直樹	飯能日高 消防署長	黒沢知邦	消防局 企画総務部 企画財政課長
加藤陽一	消防局 企画総務部 総務課長	河野文代	消防局 企画総務部 契約会計課長
後藤清	消防局 警防部 救急課長	八木昇	消防局 警防部 指令管理課長

午後 2 時 0 3 分開会

出席議員 16 名

1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番
7 番	8 番	9 番	10 番	11 番	12 番
13 番	14 番	15 番	16 番		

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管 理 者	副管理者	副管理者	副管理者	副管理者
消 防 長	消防局企画総務部長	消防局警防部長兼通信指令センター長		
消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長		消防局警防部次長兼警防課長		
消防局警防部参事兼予防課長	所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	
飯能日高消防署長	消防局企画総務部企画財政課長	消防局企画総務部総務課長		
消防局企画総務部契約会計課長	消防局警防部救急課長			
消防局警防部指令管理課長				

### ◎開会前の挨拶

○野田直人議長　それでは、皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりいただき、本当にありがとうございます。それでは、着座をさせていただきます。

開会前でございますが、私のほうから何点か、議会とは直接関係はございませんが、情報として御報告をさせていただきます。

4点ほど御報告があります。

まず1点目、去る1月29日に、飯能・日高市を中心に第21回の奥むさし駅伝競走大会がございました。埼玉西部消防局からも119番というゼッケンをつけて一般の部に参加をして、大変上位で入賞をされたことを御報告申し上げます。

次に、野球関係につきましては、皆さんも御承知のように、埼玉西部消防局は過去、高松宮賜杯の全国大会で優勝するほど、本職と一緒にそちらで頑張っておりまして、再開をさせていただいているところでございます。また、卓球部につきましては、昨年暮れ、12月に駒沢オリンピック公園屋内球技場で全国消防職員卓球大会がございまして、全国から参加21チーム中、決勝は埼玉西部消防局、決勝の相手が東京消防庁で、3対1で勝利を収め、全国で優勝されました。

また、去る1月7日、所沢航空記念公園で行われました消防出初式におきましては、消防音楽隊が再開し、皆さんに演奏をさせていただいたということでございますので、御承知おきをいただければと思っております。

---

○野田直人議長　次に、開会前に書記長から事務連絡をいたさせます。

須田書記長。

○須田書記長　事務連絡を申し上げます。

本日、議席に次回以降の議会日程を配付させていただいております。

次回は、令和5年第2回定例会を7月28日金曜日午後2時に開会を予定しておりますので、御確認をお願いします。

また、本年3月をもって退職する職員3名から、議員の皆様へ退職の御挨拶を行いたい旨の申出がございましたので、定例会終了後、お時間を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

---

### ◎開会及び開議の宣告

○野田直人議長　ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、こ

れより令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○野田直人議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

---

### ◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

○野田直人議長 議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、大川戸議員。

[7番(大川戸岩夫議員)登壇]

○大川戸岩夫議会運営委員長 令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本定例会につきましては、原則マスクを着用し、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症対策を取った上で行うことを確認いたしました。

次に、会期につきましては、本日1日として、議事日程といたしまして、お手元に配付されておりますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第1号の公平委員会委員の選任について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第2号の条例制定について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第3号及び議案第4号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第5号の条例改正等について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。議案第5号に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、議案第6号、議案第7号及び議案第8号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。議案第6号に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、議案第9号の一般会計補正予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。補正予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、議案第10号の一般会計予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。一般会計予算に対する議案質疑通告者は3名となっております。

次に、一般質問を行います。なお、通告者は1名となっております。

最後に、閉会中の継続審査の申出について諮り、閉会の予定です。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますように、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○野田直人議長 以上で報告を終わります。

---

### ◎日程第2 会議録署名議員の指名

○野田直人議長 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

6番 田村秀二 議員

15番 梶田博之 議員

以上2名の方を指名いたします。

---

### ◎日程第3 会期の決定

○野田直人議長 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○野田直人議長 この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組一般会計に係る例月出納検査について、令和4年7月分から12月分までの結果報告が地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期・行政監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。それぞれその写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

他に11月1日、2日に実施いたしました行政視察の報告書を配付させていただきましたので、御確認願います。

次に、専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、御報告をいたします。

書記長に朗読させます。

須田書記長。

〔書記長朗読〕

○須田書記長 朗読いたします。

埼玉消企第154号

令和5年2月6日

埼玉西部消防組合議会

議長 野田直人様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第 1号 公平委員会委員の選任について

議案第 2号 埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第 3号 埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第 4号 埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第 5号 埼玉西部消防組合職員定員条例等の一部を改正する等の条例

議案第 6号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 令和4年度埼玉西部消防組一般会計補正予算（第2号）

議案第10号 令和5年度埼玉西部消防組一般会計予算

以上で朗読を終わります。

○野田直人議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長からの報告を終わります。

次に、管理者から挨拶を行いたい旨申出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 本日ここに、令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参集いただき、提案いたします議案について御審議いただきますこと、心から厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会の提出議案ですが、令和5年度の予算をはじめ公平委員会委員の選任が1件、条例の制定が1件、条例の改正が6件、補正予算が1件です。

予算については、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営が図れるよう編成してありますので、よろしく御審議賜り、御議決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 管理者提出議案の上程（議案第1号）

○野田直人議長 議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたします。

---

#### ○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。  
藤本管理者。

○藤本管理者 議案第1号「公平委員会委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員齋藤雅義氏の令和5年5月19日の任期満了に伴う後任として、二見孝氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものです。

所沢市の公平委員会委員でもある二見孝氏は、人格、識見とも高く、委員として適任と考えております。なお、経歴等については、議案書の2ページのとおりです。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

#### ○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

---

#### ○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり同意されました。

---

### ◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第2号）

○野田直人議長 次に、議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の3ページと議案資料の1ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する法律の改正により、法の規律が地方公共団体の機関にも適用されることに伴い、埼玉西部消防組合個人情報保護条例を廃止するとともに、法の規定に基づく必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

第1条は本条例の趣旨規定、第2条は用語の定義規定となります。

第3条は、法第89条第2項の規定により定めなければならない、開示請求をする者が納める手数料の額を定めるものでございます。従来どおり手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用のみ徴収することといたします。

第4条は、法第129条の規定により許容される、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることについて定めるものでございます。

また、附則で本条例の施行日を令和5年4月1日とし、法の適用により現行の埼玉西部消



防組合個人情報保護条例を廃止するとともに、廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「議長」と言う人あり〕

○野田直人議長 はい。

○小林澄子議員 起立採決でお願いいたします。

○野田直人議長 じゃ、異議あるわけね。

○小林澄子議員 はい。

○野田直人議長 異議ありというんだよ。

○小林澄子議員 異議あります。

○野田直人議長 起立採決とかというのは議長が言うことだから、私が言いますからそういうことは、いいですか、それで。

○小林澄子議員 はい。

○野田直人議長 ただいま異議があるということでございますので、それを認めまして、起

立による採決を行います。

それでは、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○野田直人議長 起立多数であります。

よって、議案第2号「埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例」は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第3号）

○野田直人議長 次に、議案第3号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

#### ○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第3号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

議案書の9ページと議案資料の3ページを御覧ください。

公文書の公開請求に係る非公開情報の規定について、個人情報の保護に関する法律の規定と整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、第7条各号に掲げる非公開情報のうち、個人情報の開示請求における不開示情報と異なる規定について整理し、個人情報の開示請求における不開示情報と合わせた内容とするものでございます。

なお、議案資料4ページと5ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

#### ○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○野田直人議長      なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長      これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長      なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長      これより採決をいたします。

議案第3号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○野田直人議長      ただいま異議がありましたので、起立による採決を行います。

これより採決いたします。

議案第3号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○野田直人議長      起立多数であります。

よって、議案第3号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第4号）

○野田直人議長      次に、議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長      提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長      議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

議案書の13ページと議案資料の7ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する法律の改正により、法の規律が地方公共団体の機関にも適用されることに伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、審査会の所掌事項のうち個人情報保護制度に係るものを法の適用に合わせ整理し、条例中に引用する根拠条文及び字句を条例のものから法のものに改めるものでございます。

なお、議案資料8ページから10ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 管理者提出議案の上程（議案第5号）

○野田直人議長 次に、議案第5号「埼玉西部消防組合職員定員条例等の一部を改正する等

の条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第5号「埼玉西部消防組合職員定員条例等の一部を改正する等の条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げをするため、関連する6条例について、改正及び廃止を行うものでございます。

初めに、制度全体の概要を御説明させていただきますので、議案資料の13ページを御覧ください。

「1 定年引上げについて」では、原則60歳となっております定年年齢を、令和5年度から2か年度に1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降は定年年齢を65歳とするものでございます。

「2 管理監督職勤務上限年齢制の導入について」では、定年引上げによって職員が公務に従事する期間が延長されても、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職に就ける上限年齢を60歳とするものでございます。

議案資料の14ページを御覧ください。

「3 定年前再任用短時間勤務制の導入について」では、定年の引上げとなった60歳以降の職員は、健康をはじめとした様々な事情により、多様な働き方へのニーズが高まると考えられることから、60歳に達し、定年年齢前に退職した職員について、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものでございます。

「4 暫定再任用制度について」では、定年退職後の再任用に関する経過措置でございます。

ここで現行の再任用制度は廃止となりますが、定年年齢の段階的な引上げを進める間において、65歳まで雇用ができるよう、現行の再任用制度と同様の制度として暫定再任用制度を運用するものでございます。

「5 給料等について」では、定年の引上げに伴いまして、60歳を境に職員の給料月額を直近の7割水準とし、再任用職員については従前と同様の給与支給とするものでございます。

「6 情報提供・意思確認について」では、定年の引上げによりまして、60歳を節目として、在職中でありながら勤務条件が大きく変わってまいりますので、事前に十分な情報を提供するとともに、その勤務の意思を確認するものでございます。

以上が制度全体の概要となります。

続いて、改正条例の主な点について御説明申し上げます。

議案書の19ページと議案資料の11ページを御覧ください。

第1条、埼玉西部消防組合職員定員条例の一部改正でございますが、定年引上げ後においても、再任用職員の雇用や安定的な職員採用を行うため、定員を「877人」から「902人」へ増員するものでございます。

第2条、埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員法の改正に伴う引用条項の整備を行うものでございます。

第3条、埼玉西部消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、条例に定める降給の種類、降格の事由について、給料月額7割水準となる60歳に達した日以後の役職定年制等によるものを加えるものでございます。

第4条、埼玉西部消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、給料月額が7割水準となった職員の減給に関する措置を加えるものでございます。

議案書の20ページを御覧ください。

第5条、埼玉西部消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございますが、定年を現行の60歳から65歳とし、管理監督職に就ける上限年齢を60歳とする役職定年制について、その基準及び特例などを定めるものでございます。

また、60歳に達した日以後に退職した者を短時間勤務の再任用として採用する、定年前再任用短時間勤務制を規定しております。

議案書の27ページを御覧ください。

第6条、埼玉西部消防組合職員の再任用に関する条例でございますが、現行の再任用制度の廃止により、条例を廃止するものでございます。

下段の附則では、現行の制度の経過措置や暫定再任用制度について定めるものでございます。

なお、議案資料の15ページから29ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

11番、荻野議員。

○荻野泰男議員 それでは、議案第5号について質疑をさせていただきます。

8点、まとめて伺います。

1点目、現行の再任用制度の運用状況として、希望者の割合、給与水準について伺います。

2点目、地方公務員法の一部改正の趣旨及び背景について伺います。

3点目、経過措置期間中にそれぞれの定年年齢の対象となる職員の見込数について伺います。

4点目、定年年齢の引上げのメリットと課題について伺います。

5点目、定年年齢の引上げに伴う退職手当への影響について伺います。

6点目、定年年齢引上げによる新規職員の採用数への影響について伺います。

7点目、情報提供・意思確認の具体的な運用、現行の方法との相違点について伺います。

最後8点目、定年引上げに伴う人件費に係る影響額について伺います。

以上です。

○野田直人議長　ただいまの質疑に対し、石井企画総務部長に答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長　それでは、お答えいたします。

初めに、現行の再任用職員の希望者割合につきましては、過去5年間において定年退職者の3割程度となっております。

また、給与につきましては、国家公務員の再任用職員に準じた給料表などを条例で定めており、主査級は給料月額27万4,600円、主任級は給料月額25万5,200円となっております。

次に、地方公務員法の一部改正の趣旨及び背景についてお答えいたします。

本改正は、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、国家公務員の定年引上げを基準として、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供及び意思確認制度が設けられたものでございます。

次に、経過措置期間中に定年年齢の対象となる職員数については、隔年で定年年齢に到達する職員が発生することとなり、現時点におきましては、令和6年度末が20人、令和8年度末が18人、令和10年度末が同じく18人、令和12年度末が15人で、期間中の対象者の合計人数は71人となります。

次に、定年年齢引上げのメリットでございますが、高齢期職員にはこれまで培ってきた知識や技術の伝承、マネジメントの補佐的な役割などを担ってもらうことで組織力が向上し、より質の高い行政サービスを提供できるものと考えております。

課題につきましては、加齢に伴い、体力面、健康面等に影響を及ぼすことが想定されますが、新制度を運用していく中で、高齢期職員から直接意見を聞き、これまでに養ってきた経験や知識を最大限に活用できる人事配置に努めてまいります。

次に、退職手当への影響についてお答えいたします。

定年年齢引上げとなった職員の退職手当は、給料月額が7割措置となる前の最も高い給料月額が用いられる、いわゆるピーク時特例により算定されることから、定年年齢引上げに伴う影響はございません。

次に、新規採用職員への影響でございますが、提出議案の第1条、職員定数条例の一部改正案では、定員を「877人」から「902人」に改める内容となっております。改正後につきましては、定員の範囲内で新規職員を採用してまいりますので、定年引上げによる影響はないものと考えております。

次に、情報提供・意思確認の運用につきましては、対象職員が59歳となる年度に、60歳以後の勤務形態や給与等を認識できるよう説明会を開催し、職員への情報提供と意思確認を行ってまいります。

また、現行との相違点につきましては、これまで職員が60歳となる年度に実施していた説明会を、新年度では1年前倒しで、59歳となる年度に開催することとなった点でございます。

最後になります。定年年齢引上げに伴う人件費の影響額についてですが、定年引上げとなった職員の配置が始まる令和6年度は前年度比約1億2,000万円の増額、その後も職員数の影響により増加傾向が続き、制度が完成する令和13年度には約5億円の増額が見込まれております。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

以上で、荻野議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第5号「埼玉西部消防組合職員定員条例等の一部を改正する等の条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 管理者提出議案の上程（議案第6号）

○野田直人議長 次に、議案第6号「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第6号「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の37ページと議案資料の31ページを御覧ください。

職員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部が改正されたことに伴い、育児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことから、本組合においても同様な措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の内容について御説明いたします。

議案書の39ページを御覧ください。

第1条につきましては、育児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことに伴い、条例で定める特別休暇のうち育児参加のための休暇について、「出産予定日の6週間前から産後8週間を経過する日」までとしていた期間を「出産予定日の6週間前から子が1歳に達する日まで」に拡大するものでございます。

第2条につきましては、先ほど議案第5号で御説明いたしました、職員の定年引上げに伴う定年前再任用短時間勤務職員の導入等による引用条項の改正を行うものでございます。

なお、議案資料の32ページから36ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

11番、荻野議員。

○荻野泰男議員　それでは、議案第6号について質疑をさせていただきます。

今回の条例改正によりまして、男性職員の育児休業が柔軟に取得できるようになることも期待されると思うんですが、これまでの取得状況について確認させてください。

○野田直人議長　ただいまの質疑に対し、石井企画総務部長に答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長　お答えいたします。

男性職員の育児休業につきましては、令和3年度までは取得した職員はおりませんでした。令和4年度には1名の職員が取得している状況でございます。

以上でございます。

○野田直人議長　答弁は以上です。

11番、荻野議員。

○荻野泰男議員　特定事業主行動計画では、令和7年度までに男性職員の育児休業取得率を平均10%とする目標を掲げておりますが、取得率達成に向けての取組状況について伺います。

○野田直人議長　答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長　お答えいたします。

取得率を向上させるための取組といたしましては、育児休業の取得申請があった場合の業務分担や人事配置の見直し、または応援体制を整えるとともに、職場復帰時における職員の不安等を軽減するために必要な情報を提供するなど、育児休業が取得しやすい職場の風土の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○野田直人議長　答弁は以上です。

以上で、荻野議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　なければ、質疑を終結いたします。

---

#### ○討　論

○野田直人議長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第6号「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 管理者提出議案の上程（議案第7号）

○野田直人議長 次に、議案第7号「埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第7号「埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の41ページと議案資料の37ページを御覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限等が緩和されたことから、本組合においても同様な措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の内容について御説明いたします。

議案書の43ページを御覧ください。

第1条につきましては、育児休業等に係る人事院規則等が改正されたことから、条例で定める非常勤職員の育児休業について、当該子の出生の日から57日間以内の取得回数制限を緩和するほか、1歳以降の育児休業の取得につきましても柔軟化するものでございます。

議案書の46ページを御覧ください。

第2条につきましては、職員の定年引上げに伴う定年等に関する条例で規定されている特例により、定年が延長された職員に関する育児休業等の規定を定めるほか、定年前再任用短時間勤務職員の導入等による引用条項を改正するものでございます。

なお、議案資料38ページから49ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第7号「埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 管理者提出議案の上程（議案第8号）

○野田直人議長 次に、議案第8号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第8号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の49ページと議案資料の51ページを御覧ください。

令和4年8月8日、人事院は国会及び内閣に対しまして、国家公務員の給与と民間給与の較差921円、率にして0.23%を埋めるため、若年層の在職する号俸を引き上げ、並びに賞与についても民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給率0.1月分の引上げを勧告しております。

これを受けまして、同年11月11日に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会で可決され、国家公務員の給与は、人事院勧告のとおり改定が行われたところでございます。

本組合の職員の給与制度につきましては、各構成市の給与制度を勘案し制定されており、各構成市とも人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行うと伺っております。

このようなことから、本組合といたしましても、国の改定内容や構成市などの動向等を勘案し、人事院勧告に準拠した改定を行うものでございます。

それでは、第1条の改定内容について御説明申し上げます。

議案資料の53ページを御覧ください。

令和4年度の給料表の改定箇所といたしましては、令和4年度給料表の太枠で囲ってある部分が対象となり、人事院勧告に準拠し、国の改定内容に応じて給料月額を引き上げるものでございます。

この改定は、若年層について4,000円から200円の幅で引き上げる改定を行うものでございます。これによる改定該当者は、議案資料の右下、囲み枠内のとおり、1級から9級まで合わせまして862人中343人となり、給料表の平均改定率は、0.22%となるものでございます。

議案資料の51ページを御覧ください。

「2 改正の概要」(2)初任給のとおり、大学卒及び短大卒の初任給がそれぞれ3,000円、高校卒の初任給が3,900円の増額となるものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、同じく「2 改正の概要」(3)勤勉手当、ア、令和4年度のとおり、令和4年度の6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.1月引き上げ1.05月とし、年間の支給割合を2.0月とするものでございます。

次に、議案資料の52ページを御覧ください。

上段のイ、令和5年度以降でございますが、年間支給割合を2.0月としたままで、6月支給分、12月支給分を共に1.0月とするものでございます。

また、再任用職員につきましても、6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.05月引き上げ0.5月とし、年間の支給割合を0.95月とするものでございます。

議案書の54ページを御覧ください。

第2条につきましては、職員の定年引上げによる定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う給料と各手当に関する改正を行うものでございます。

附則では、定年の引上げによる職員の給料月額を、60歳を境に7割水準とする規定を追加しております。

なお、議案資料の55ページから67ページに本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第8号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 管理者提出議案の上程（議案第9号）

○野田直人議長 次に、議案第9号「令和4年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第9号「令和4年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の63ページと議案資料の69ページを御覧ください。

車両更新整備事業における救助工作車及び支援車Ⅱ型の自動車購入費等について、当該車両の納入時期が、コロナ禍による世界的な半導体不足等の影響により遅延する見込みとなり、令和4年度中の納入が困難となったため、「第1表 繰越明許費」により、車両更新整備事業の繰越明許費として2億472万9,000円を計上するものでございます。

なお、事業費の内訳と財源の内訳を議案資料の70ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

11番、荻野議員。

○荻野泰男議員 議案第9号について質疑をいたします。

救助工作車及び支援車Ⅱ型の令和4年度中の購入が困難になったとのことですが、当該車両の納入見込み時期について伺います。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、菅原警防部長に答弁を求めます。

菅原警防部長。

○菅原警防部長 お答えいたします。

救助工作車及び支援車Ⅱ型の納入見込み時期でございますが、救助工作車につきましては令和5年5月31日、支援車Ⅱ型につきましては同年の7月31日を見込んでおります。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

以上で、荻野議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長      なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長      これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長      なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長      これより採決いたします。

議案第9号「令和4年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長      御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 管理者提出議案の上程（議案第10号）

○野田直人議長      次に、議案第10号「令和5年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長      提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長      議案第10号「令和5年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、令和5年度埼玉西部消防組合一般会計予算の1ページを御覧ください。

「第1条 歳入歳出予算」であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ119億9,086万円となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページ、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

「第2条 地方債」であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページ、「第2表 地方債」のとおりで、限度額の総額は15億8,900万円となります。



「第3条 一時借入金」であります。借入れの最高額は5億円でございます。

次に、議案資料71ページからの「令和5年度埼玉西部消防組合当初予算案について」に基づき、御説明を申し上げます。

75ページを御覧ください。

令和5年度歳入歳出予算額は、前年度と比較し20億7,695万9,000円の増額となります。この主な要因といたしましては、消防指令業務共同運用事業20億2,909万9,000円、人件費1億2,366万9,000円の増額に対し、車両管理事業4,758万2,000円、車両更新整備事業3,601万7,000円の減額によるものでございます。

次に、78ページ、「事業別予算額」を御覧ください。

こちらの表は、本組合の全事業を歳出科目・目別に分類し、各事業費を消防局と消防署ごとに示したものでございます。

次に、79ページを御覧ください。

各事業のうち、令和5年度の主な事業内容等について御説明申し上げます。

議会運営事業につきましては、議会に要する経費を計上しております。令和5年度は、行政視察を実施しないため、前年度比105万4,000円の減額となります。

人件費につきましては、前年度比1億2,366万9,000円の増額となります。この主な要因といたしましては、定年引上げに伴う制度改正により暫定再任用職員を任用すること、及び令和4年人事院勧告において、初任給、若年層の月例給及び勤勉手当の支給月数が引き上げられたことが影響しているものでございます。

次に、82ページを御覧ください。

広報表彰事業につきましては、組合広報誌及びホームページ運営等に係る経費を計上しており、令和5年度は組合発足10周年事業として記念誌の配布とPR動画の更新を計画していることから、前年度比313万3,000円の増額となります。

車両更新整備事業につきましては、前年度比3,601万7,000円の減額となります。第一線車両として、所沢東消防署配置の消防ポンプ自動車、所沢東消防署柳瀬分署配置の化学消防ポンプ自動車、所沢中央消防署三ヶ島分署配置の機材車を更新するほか、後方支援体制の強化を目的としたトイレ設備等を備えた救援車、消火栓等の水源がないところでも放水訓練ができる小型の防災訓練車を整備いたします。

次に、83ページを御覧ください。

車両管理事業につきましては、各消防署に配置している消防車両等の維持管理に係る経費を計上しております。これまで、車両管理事業に計上していた燃料費を消防局の車両更新整備事業へ移管したこと、及び前年度に所沢東消防署はしご車オーバーホール事業が完了したこと、前年度比4,758万2,000円の減額となります。

消防機械器具整備事業につきましては、防火衣等の消防機械器具の整備及び更新に係る経費を計上しております。令和5年度は、指揮隊と他の部隊との識別を明確にし、有機的な部隊活動を展開するため、新たに指揮隊員用の防火衣を配備することから、前年度比1,824万7,000円の増額となります。

次に、84ページを御覧ください。

消防活動事業につきましては、火災、救助及びその他の災害に対応するための備品等の購入経費を計上しております。令和5年度は、災害対応ドローン及び操作員養成に係る経費を計上したことから、前年度比771万6,000円の増額となります。

なお、ドローンの購入に係る経費につきましては、緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。

次に、86ページを御覧ください。

救急活動事業につきましては、救急活動に係る経費を計上しております。令和5年度は、救急出動件数の増加に伴い、消耗品の購入や救急資器材の滅菌業務等の委託料の増加が見込まれることから、前年度比259万1,000円の増額となります。

救急車両更新事業につきましては、所沢中央消防署三ヶ島分署、狭山消防署富士見分署及び入間消防署の高規格救急自動車3台を更新するもので、前年度比115万4,000円の減額となります。

次に、88ページを御覧ください。

消防指令業務共同運用事業につきましては、当消防局のほか、近隣3消防本部で実施する消防指令業務共同運用に係る経費を計上しております。令和5年度の主な事業につきましては、指令システム機器の製作・据付け及び令和6年4月の運用開始に向けた119番回線の切替工事等に係る経費を計上しており、前年度比20億2,909万9,000円の増額となります。

なお、指令システム整備工事に係る経費につきましては、緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。

消防救急無線維持管理事業につきましては、消防救急無線設備の整備や保守管理等に関する経費を計上しております。令和5年度は、消防救急デジタル無線の一部を更新することから、前年度比2,138万1,000円の増額となります。

次に、89ページを御覧ください。

消防施設整備事業につきましては、消防庁舎などの新築及び施設修繕に係る経費を計上しております。令和5年度は、所沢中央消防署三ヶ島分署に自家給油施設を整備することから、前年度比4,862万7,000円の増額となります。

消防施設管理事業につきましては、消防施設の維持管理に要する経費を計上しており、令和5年度は不安定な国際情勢の影響を受け、原油、原材料、電気、ガス等の急激な価格高騰

により、光熱水費については3,335万円の増額となりますが、事業費全体では前年度比3,447万3,000円の減額となります。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

初めに、2番、島田議員。

○島田一隆議員 私からは、一般会計予算、消防施設管理事業について、資料は89ページを御覧いただければと思います。

各構成市も状況は同じだと思うんですけども、消防組合においても光熱水費高騰の影響を受けているとのこと。予算案では、前年度比3,335万円の増加とありますけれども、この内訳について、まずお伺いしたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

光熱水費等の内訳でございますが、電気料金が3,111万2,000円、水道及び下水道料金が11万1,000円、プロパンガス料金が79万円、都市ガス料金が130万9,000円、自家発電設備に係る燃料費が2万8,000円となります。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

島田議員。

○島田一隆議員 電力の自由化が2016年から始まり、所沢市では市の第三セクターでありますところざわ未来電力と契約を結び、基本的には全ての公共施設は東京電力からところざわ未来電力へ替わっております。また、各自治体においても、そうした地域新電力などと契約している事例が見受けられます。

当消防組合の電力における契約先はどこになるのか、確認をさせていただきたいと思いません。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

電力会社の契約先につきましては、東京電力エナジーパートナー株式会社でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

島田議員。

○島田一隆議員 所沢市の第三セクターであるところざわ未来電力については、昨今の電力市場の高騰によるあおりから、電力を売れば売るほど赤字となる、いわゆる逆ざやが発生している状況もあります。また、地域新電力が全国約700社あるわけですけれども、そのうち2割で電力事業の停止または倒産に追い込まれているというような状況も生まれております。

消防は、緊急性の非常に高い業務を行っているので、こうした地域新電力等に契約先を変更することはリスクがあると考えます。東京電力から契約先を変更する予定等はあるのか伺います。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

電力会社の契約先を変更する予定につきましては、現在のところございません。

以上でございます。

○野田直人議長 他に質疑はありませんか。

11番、荻野議員。

○荻野泰男議員 それでは、議案第10号について、3点まとめて質疑をいたします。

1点目は、広報表彰事業についてです。

組合発足10周年記念事業として、記念誌の配布とPR動画の更新を計画しているとのことですが、記念誌とPR動画のそれぞれの詳細と予算額について伺います。

2点目は、車両更新整備事業についてです。

トイレ設備等を備えた救援車を整備するとのことですが、当該救援車の具体的な装備について伺います。

3点目は、消防活動事業についてです。

災害対応用ドローン1機と訓練機1機を整備するとともに、操作員9名を養成するとのことですが、災害対応用ドローンの配置場所、操作員の具体的な養成方法について伺います。

以上です。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 それでは、企画総務部所管の質疑についてお答えいたします。

記念誌とPR動画につきましては、いずれも組合設立10周年に伴い作成するものとなります。

記念誌につきましては、組合設立以降の歩みを中心に掲載する予定で、予算額につきましては46万2,000円となっております。

PR動画につきましては、組合設立当初に作成されたものを、設立後の取組等を加えて更新するもので、予算額につきましては289万3,000円となっております。

以上でございます。

○野田直人議長 次に、菅原警防部長に答弁を求めます。

菅原警防部長。

○菅原警防部長 警防部所管の質疑についてお答えいたします。

初めに、救援車の装備につきましては、主に給水設備、トイレ、シャワー設備となります。使用目的としましては、長時間に及ぶ活動時の隊員への給水、トイレの使用、また、水難救助活動後においてシャワー設備を使用し、隊員の衛生管理を行うものでございます。

次に、災害用ドローンの配置場所でございますが、ドローンは、火災や水難事故、山岳事故など現場での情報収集に活用しますことから、過去の災害事案の発生状況を踏まえ、最も効果的に運用できる配置場所の検討を行っているところでございます。

また、操作員の養成方法につきましては、国土交通省の認める登録講習機関に職員を派遣し、講習修了後、指定試験機関において国家試験を受験することで、操縦ライセンスを取得するものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 荻野議員。

○荻野泰男議員 1点確認なんですけど、救援車のトイレ設備についてなんですけれども、男性用、女性用、これは分かれているということよろしいでしょうか、その確認だけお願いします。

○野田直人議長 答弁願います。

菅原警防部長。

○菅原警防部長 今、荻野議員の言われたとおり、男女別のトイレを装備する予定でございます。

○野田直人議長 次に、1番、小林議員。

○小林澄子議員 それでは、私のほうからは、車両更新整備事業について、議案資料82ページになります。

先ほど荻野議員からの質疑があったわけなんですけれども、そういうところで、私が通告していたのではない、具体的な装備ということについてなどは御答弁がありましたので分かりました。

それでなんですけど、トイレ付きということで特化していきますと、軽車両タイプというの

も必要かと思えますけれども、そういうことについては検討されてきたのかどうか、お伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

菅原警防部長。

○菅原警防部長 お答えいたします。

今回購入する救援車につきましては、災害現場における長時間の活動や水難事故などにおいて、職員への後方支援を行うことを目的としておりますので、軽車両についての購入の想定はしておりません。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ありがとうございます。

それで、価格4,000万円ぐらいということですよ、予算としましたら。埼玉県内での同じような車両というのが、各本部数にするとどのぐらい配備されているのかということについてお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

菅原警防部長。

○菅原警防部長 お答えいたします。

埼玉県内で同様の車両を配備している消防本部数でございますが、6消防本部でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 それでは、小林議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第10号「令和5年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休憩の宣告

○野田直人議長 それでは、この際、休憩をいたします。

再開は15時35分といたします。

午後3時12分休憩

---

午後 3 時 3 5 分再開

出席議員 16 名

---

◎再開の宣告

○野田直人議長 それでは、会議を再開します。

---

◎議会運営委員会委員長報告

○野田直人議長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、大川戸議員。

[7 番 (大川戸岩夫議員) 登壇]

○大川戸岩夫議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について御報告申し上げます。

議員提出の条例制定 1 件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○野田直人議長 以上で報告を終わります。

---

◎議事日程の追加

○野田直人議長 粕谷不二夫議員ほか 4 名から、議員提出議案第 1 号「埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」の提出がありましたので、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 1 号を日程に追加し、議題といたします。

---

◎日程第 15 議員提出議案の上程 (議員提出議案第 1 号)

○野田直人議長 議員提出議案第 1 号「埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、粕谷議員から説明を求めます。



粕谷議員。

○粕谷不二夫議員　それでは、議員提出議案第1号「埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案に関わる条例の制定については、構成市全市で全国市議会議長会が示した例に基づき、飯能市は令和4年12月議会で議決されており、他の構成市は令和5年3月議会に提出される見込みとなりますので、そのことを踏まえ、提案させていただきます。

議案書及び議案資料の1ページを御覧ください。

個人情報保護条例については、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されるものです。この統合により、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されることとなりました。

しかしながら、地方公共団体の執行機関は、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が直接適用されますが、議会については同法律の適用対象外となるため、引き続き議会における個人情報の保護について規定する必要があります。

以上のことから、先ほど議案第2号で可決されました埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例に伴い、本組合議会においても埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

次に、本条ですが、議案書の2ページを御覧ください。

第1章から第6章までの全57条から構成されており、第1章は第1条から第3条に「総則」、第2章は第4条から第16条に「個人情報等の取扱い」、第3章は第17条に「個人情報ファイル」、第4章については第1節から第4節に区分され、第1節は第18条から第30条に「開示」、第2節は第31条から第37条に「訂正」、第3節は第38条から第43条に「利用停止」、第4節は第44条から第46条に「審査請求」が規定されています。第5章は第47条から第52条に「雑則」、第6章は第53条から第57条に「罰則」が規定されています。

続きまして、議案書の30ページを御覧ください。

附則第2項では、議案第4号で可決された改正後の埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例と本組合議員提出議案との整合性に配慮し、同条例の一部を改正する条例を規定したものです。

なお、議案資料2ページ以降に新旧対照表を添えてありますので、参考としてください。

以上で、議員提出議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○野田直人議長　以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議員提出議案第1号「埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 一般質問

○野田直人議長 次に、日程第16、一般質問に入ります。

一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが鳴りますので、御了承願います。

これより埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、質問を許します。

1番、小林議員。

○小林澄子議員 それでは、私のほうから、項目としては2点質問をさせていただきます。

初めに、職員の不祥事案についてです。

大変残念なことなのですが、職員から不祥事案が発生したと聞いております。この当該事案についてお伺いをいたします。

消防局長から、1月16日付で「綱紀肅正について」通知が出されておりますけれども、当該事案がどのようなことなのか、内容についてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

事案の内容につきましては、公務外において、本組合職員が一般女性に対して卑わいな言葉をかけるという内容でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 非常に残念なことなんですけれども、それで、当該事案に伴って職員に処分を下したということをお聞きしているんですけれども、その処分内容と処分理由についてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

初めに、処分の内容でございますが、非違行為事案の当事者である職員は、減給10分の1、一月とし、当該職員の上司に当たる職員2名に対しては、文書注意及び口頭注意としております。

次に、処分の理由でございますが、行為者である職員は信用失墜行為の禁止に該当すること、また、上司に当たる職員につきましては、管理監督責任によるものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ちょっと確認させていただきます。

処分内容についてなんですけれども、非違行為を行ったということで、当事者の方が減給が10分の1ですね、1か月ですか。この当事者の上司に当たる方にも処分があったということで、その上司のお二人も文書注意と口頭注意したと御答弁がありましたけれども、非違行為が女性に対して卑わいな言葉をかけるということにしては、ある見方に見たら非常に重いのかなというふうにも思うのですが、それ以上のことがあったのかどうかということも1つお聞きいたします。

それと、当事者は、信用失墜行為の禁止に当たるということで、上司の職員お二人の方々も管理監督責任があるということになっているわけなんですけれども、そうなりますと、こ

これは懲戒処分ということになるのではないかと思うんですね。公表すべき事案だったのではないのでしょうか、そのことについてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 初めに、行為の内容でございますが、先ほど申し上げたとおり、女性に対して卑わいな言葉をかけるという内容でございます。

また、処分の公表ですが、本組合の職員の懲戒処分に関する公表基準では、懲戒処分の種類に応じて公表の要否を判断しており、免職及び停職を公表の対象としていることから、本事案につきましては公表しなかったものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 免職、停職ではなかったということで、懲戒処分ということだけれども、御本人に対しての減給10分の1、1か月、それと上司のお二人も文書注意と口頭注意ということで、これ自体はやはり懲戒処分ということになりますね。

それで、免職、停職の対象ではないということで、公表はすべきことではないというふうな判断をされたということなんですが、そうしますと、懲戒処分等の公表に関する基準というのがございますけれども、平成30年6月11日告示第123号、公表の対象ということでは、第2条で、任命権者は、次の各号のいずれかに該当する処分及び措置を行った場合は、その内容を公表するものとするということになっているわけなんですね。

それでは、この当事者の方が職務中ではなかったわけなんですけれども、信用失墜行為の禁止に当たるということで、上司の方も含めて、こういう管理監督責任があるということで懲戒処分ということになっているわけですので、やはりこれは公表に値するのではないかとと思われるわけなんですけれども。

そうしますと、出されたのが綱紀肅正の通知ということで、消防局長の名前で出されたことだけになっているわけなんですけれども、やはり懲戒処分ということになると、非常に重いものがあると思うんですね。そのことで、やはり職員の方の所属する部署だとか年齢だとかということなどでも、その2点に限っても公表することはできないでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、公表基準は免職及び停職の処分を受けた者となっております。今回は、基準を鑑みまして公表しなかったというところでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 免職、停職の対象ではないということで、この方についてはいろいろと情報が私のほうにも入ってきたりもしているんですけども、警察に拘留されていたとかもあつたりしてというふうなことをお聞きしました。

それと4点目、不祥事を起こした職員への対応ということなんですけれども、周囲の職員への配慮ということなどもあると思えば、人事異動などもあるかと、対応の仕方として、本事案に対する組織的な対応ということでは適切だったのかどうなのかということについても、見解をお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁を願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

本事案は、公務外における非違行為であること、また、職員間における事案でないことから、異動は行っておりません。適切であると判断しております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 適切だったという御答弁でしたけれども、いろいろと各消防組織などによっては懲戒等の公表基準だとかも設けられているわけなんですけれども、そういうことなんかも含んで、しっかりとね、これまでせっかく頑張ってきたはずのことが、公務外のことではあるけれども、大変残念に思っております。

それでは、次にまいります。

次は、ハラスメント対策等に係る申入れについてお伺いをいたします。

昨年11月25日付で、埼玉西部消防組合内のハラスメント対策等について緊急申入れを、埼玉西部消防組合管理者、藤本正人所沢市長宛てに、埼玉西部消防組合管内の日本共産党議員団長、所沢市議員団長、狭山市議員団長、入間市議員団長、飯能市議員団長、日高市議員団長の連名で行われました。

藤本管理者には直接お会いできませんでしたがけれども、何かしらの返答がくるものであると期待をしておりました。残念ながら届いておりませんので、緊急の申入れに基づいて、順次質問をさせていただきます。

質問です。隊長が部下の髪形が気に入らないとの理由で散髪を強制した事例や、若い職員の方が、五、六人の方がハラスメントなどによって、今年度で退職の意思を固めているとの情報が寄せられました。

ハラスメント行為は、嫌がらせ、いじめ、人権侵害に関与するおそれがありますが、また、組織にとってのリスクとしては、職員の皆さんのメンタルの不調やモチベーション低下、最

悪のケースは退職や裁判沙汰、自殺につながるおそれがあります。そういうようなことで、若い職員の方が五、六人辞められるというようなことも情報として入ってきたわけなんですけれども。

そういう中で、消防組合としては、ハラスメントのアンケートを取ってこられたということもお聞きしておりますけれども、初めに、ハラスメントに関わるアンケートを実施していると聞いていますが、アンケートの対象者とアンケートの項目について、初めにお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

アンケートの対象者につきましては、再任用職員、会計年度任用職員及び外部派遣職員を含む全職員を対象としております。

次に、アンケートの項目につきましては、ハラスメントに関すること、人格に関すること、ハラスメント相談窓口に関する事など、自由意見欄も含めた11項目となります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 全職員に対して、ハラスメントアンケートを取られたということでした。自由意見などにもということを含めて11項目に渡ってされたということなんですけれども、このアンケートの結果というのは、職員の皆さんには公表されるのかどうか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

アンケート結果につきましては、ハラスメント等撲滅推進会議に報告後、全ての職員に周知しております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ハラスメント等撲滅推進会議に報告をされて、全職員の方には公表されているということなんですけれども、それでしたら、アンケートの結果を踏まえて、ハラスメント対策等に反映させているのかどうなのか、ここところが一番大事なところになってくるかと思っておりますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

今回のハラスメントに関するアンケート結果を基に、各消防署のハラスメント等撲滅推進会議の部会において、今後の対策について審議をしております。その結果をハラスメント等撲滅推進会議において協議を重ね、今後のハラスメント防止対策に反映させていく考えであります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 防止対策に反映させていきたいという御答弁でしたけれども、ハラスメントの対応策として、先ほどからも御答弁ありましたハラスメント等撲滅推進会議があるので、職員が撲滅委員会幹部では相談できない、そういう声があるということもお聞きしております。撲滅委員会に通報するのは自殺行為だというようなことで、職員の皆さんが信用されているのかどうかということなんかも大変私も危惧をしております。

そういう中で、ハラスメント等撲滅推進会議の運営について、やはり公平性、透明性が求められてくると思います。そういう意味では、第三者が関与して、外部の目が行き届くようなチェック体制が必要と考えますが、これについての見解をお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱第3条第4項では、会議の委員として、「弁護士などの第三者に委嘱することができる。」と規定されており、専門的な立場からの意見を聞く体制は整えられております。

また、ハラスメント行為による労働環境の悪化を防止するために、助言等を行う第三者機関について調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 弁護士などに委嘱ができるという御答弁があったわけなんですけれども、これまでは弁護士などに委嘱をされていたんでしょうか、そのこともお伺いいたします。

それと、ハラスメント等撲滅推進会議の委員長は、幹部の消防長を充てているとお聞きしたんですけれども、そうしますと、通常業務と全く同じで、上司と部下の関係の中で相談しにくい環境が生じることだとか、この会議自体の信頼性そのものが損なわれることになると考えられますけれども、そのことについての御見解、多くの職員の皆さんからの意見だとかなんかも聞いていらっしゃいますでしょうか、見解をお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

会議の形態であります、ハラスメントを撲滅するためには、組織のトップである消防長が自ら先頭に立ち、組織が一体となった取組を実行していくことが必要となるため、ハラスメント等撲滅推進会議の委員長には消防長が充てられております。

また、推進会議及び各消防署に設置されております部会の各委員は、性別、職域や階級を考慮した構成となっておりますことから、幅広い視点から意見が提案され、積極的な議論が展開できる環境が確保されているものと認識しております。

これまでに開催した会議におきましても活発な話し合いが行われ、ハラスメントを撲滅するために総力を集結し、より風通しのよい職場環境となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 風通しのいいというようなことでおっしゃったんですけれども、やはり通常、どう考えても上司の方が一緒にやるということについては、なかなか本音のところでは話にくいなというふうに思うんですよね。消防の組織というのは、労働組合なんていうものはありませんので、上司の方たちへ対等・平等の立場で言えるということは。またパワーバランスというんですか、そういう言い方なんかもしたりしますけれども、そういう中で、やはり付度をしてしまうというんじゃないことなんかもありますでしょうし、このことは改善をしていく必要があるのではないかと私のほうでは思っております。

次にまいります。

時間外勤務等の労務管理についてですけれども、消防局の毎日勤務職員の方なんです、令和4年、昨年4月から12月末日までの期間で、時間外勤務時間数が大分、残業だとか多いことなんかも聞いておりますが、30時間を超える月別の人数をお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

消防局の毎日勤務職員で時間外勤務時間数が30時間を超える月別の人数につきましては、4月が6人、5月が6人、7月が1人、9月が3人、10月が4人、11月が3人、12月が3人。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 はい、分かりました。

それで、夏季休暇などが毎年8日間あるかと思うんですけれども、その取得期間についてなど、昨年は延長したということが言われておりますが、延長した理由と、全て取得できなかった職員数についてもお伺いいたします。



○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

夏季休暇の取得期間を延長した理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患した職員や濃厚接触者に該当する職員が多く発生した時期がありましたことから、災害出場体制を維持するために必要となる人員を確保することを目的に、やむを得ず夏季休暇取得対象期間を1か月延長したものでございます。

次に、夏季休暇を全て取得できなかった職員数につきましては、消防局の毎日勤務職員7人で、いずれも管理職となります。なお、交替制勤務職員につきましては、全ての職員が取得しております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 それは本当ね、昨年などもコロナ禍の中で3年が過ぎたわけで、改めて、現場の皆さんは、毎日勤務の方も現場に出られるということも、この前お聞きしましたけれども、そうしますと、毎日勤務の方は事務が滞ってしまったりとかで、残業になってしまったりとかもするのかなというふうに、特に中間管理職の方が取得はできなかったということなどもお聞きしましたけれども。

そうしますと、人の体制ですよ。コロナ禍が収束したとまでも言えないので、この3年間で人員配置を換えたりとかなんかもされながら、何とか乗り越えてきたというような、かなり職員の皆さんにはいろいろと我慢をしなければならない、大変な事態になったんだなというふうに改めて思っておりますけれども、やはりその中で、余裕がないということは、また改めてハラスメントだとかなんかも起きやすい状況になってきますので、もう少し、やはり人員体制というのは、人数というのも増やしていかなければならないのではないかと。この3年間の中で、皆さん本当に経験されて、そのことはもう重々承知のことだと思うんですけども、改めて、人員増についてなどを考えていく必要があると思っておりますけれども、そのことについてお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

人員の増員や的確な人員配置でございますが、時間外勤務等の状況につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、救急出動件数の増加や新規事業への取組によるものがありますことから、今後は個別の事業の進捗状況の把握や、急増する救急出動件数などを注視しながら、現在の人員定数の中で適切な人員配置に努めてまいります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 適切な人員配置ということを言われたんですけども、これまで定数よりも少ない人数でやってこられて、かなり無理がきていたということなんかもあると思います。

そういう中で、新年度の採用というのは、定数を満たすという解釈でよろしいでしょうか。定数減できたと思いますけれども、新年度についてはどうでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 新規採用職員の採用でございますけれども、例年と同じく採用しておりますので、問題はないと考えております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 前年と変わらずということで採用しているので問題ないと。問題だらけだったんじゃないかなというふうに思うんですね。コロナだからしょうがないというような、そういう体制の中でやるのではなくて、この3年の経験の中で、やはりもっと人数を充足していかなければならないということになってくると思うんですね。

そういうことで、ぜひ職員の皆さんが本当にしっかりと、自らの生活も含めて、仕事に邁進できるようにということで、ぜひ充足していくことを考えていただきたいと思います。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○野田直人議長 以上で、小林議員の一般質問を終了させていただきます。

---

#### ◎日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

○野田直人議長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

#### ◎管理者挨拶

○野田直人議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

[管理者（藤本正人）登壇]

○藤本管理者 令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御提案申しあげました10議案について、それぞれ原案のとおり可決、御同意賜り、厚く御礼申し上げます。

いただきました御意見、御要望については、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては健康に十分御留意され、今後とも消防行政進展のためお力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○野田直人議長 以上で、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で、令和5年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時09分閉会

---

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 須 田 雅 之

企画財政課副主幹（書記） 大 海 康 治

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 忠 史

企画財政課主査（書記） 二 上 綾 子

議 長 野 田 直 人

署名議員 田 村 秀 二

署名議員 梶 田 博 之